

平成 30 年度(2018 年度)障がい福祉関連の事業報告について

	事業名等	内容
新規	障がい福祉サービス等 人材確保・養成事業 【平成 30 年 9 月補正予算】	【資料 2-2】のとおり
拡充	(1) 重度障がい者福祉 タクシー料金助成事業 【平成 30 年 5 月補正予算】	在宅の重度障がい者の日常生活における交通の利便を図るため、タクシー運賃の一部を助成するための重度障がい者福祉タクシー利用券を交付しています。 利用者の外出支援の促進を目的に平成 30 年 10 月から、1 回あたりの助成額を上限 500 円から 660 円に拡充し、年間交付枚数を一律 48 枚に変更しました。
	(2) 障害者相談支援事業 【平成 30 年度当初予算】	4 報告(2) 【資料 3】のとおり 障がい者等相談支援体制の見直し
	(3) 障害者基幹相談支援 センター事業 【平成 30 年度当初予算】	4 報告(3)【資料 4】のとおり (仮称)吹田市障がい者差別解消支援地域協議会の設置
	(4) 日常生活用具給付事業 【平成 30 年度当初予算】	平成 30 年度から日常生活用具の一部の支給要件を変更しました。 【4 月から変更】 (1) 点字ディスプレイの年限を 18 歳以上から学齢児以上へ変更 (2) 従来のファックスの助成上限額を 35,000 円へ変更 (3) 新たに視覚聴覚障がい者用ファックスを追加(助成限度額 60,000 円) 【9 月から変更】 (4) 電気式たん吸引器とネブライザーの年限を学齢児以上から年限なしへ変更

	事業名等	内容
その他	(1)重度障害者通所型障害福祉サービス事業補助金制度の組替え 【平成 30 年 10 月】	<p>障害支援区分 4～6 の重度障がい者の通所日数に応じた補助金制度を組替えました。</p> <p>【通所日数の応じた補助制度の課題】</p> <p>(1)障害支援区分が低く認定される精神障がい者等への支援について十分な評価がされていなかったこと。</p> <p>(2)各事業所における全利用者を受入れられるよう人員配置しているにも関わらず、休所した場合は補助の対象とならないこと。</p> <p>【組み替え内容】</p> <p>(1)平成 30 年 10 月から、精神障がい者等への支援も評価するとともに、国の人員基準を超えて配置した場合の person 費の補助制度を開始し、手厚い支援を評価できる仕組みとします。</p> <p>(2)従来に通所日数に応じた補助制度について、対象者(障害支援区分 4～6)の数により一部単価を改正し、平成 31 年 3 月分まで、person 費補助制度と並行実施しています。</p> <p>(3)平成 31 年度から、person 費の補助制度に完全に組み替えます。</p>
	(2)福祉医療費助成に係る自動償還制度の実施	<p>大阪府福祉医療費助成制度の拡充及び老人医療との整理・統合され、吹田市福祉医療費助成制度を再構築しました。</p> <p>医療費の償還手続の負担軽減の措置として、一月の窓口負担額(3,000 円)を超えた方に対し、自動で償還する制度を平成 30 年度(2018 年度)から開始しました。</p> <p>平成 30 年 11 月に全対象者に登録書を送付し、平成 30 年 12 月に、登録者に対し、平成 30 年 4 月受診分からの医療費を償還しました。</p>

障がい福祉サービス等人材確保・養成事業のご案内

吹田市では、増大する障がい福祉サービス等の安定的な供給及び多様化する福祉ニーズや特性に適切に対応するため、市内の障がい福祉サービス事業者に対し、障がい福祉サービス等の提供に必要な人材養成のための研修費の一部を助成します。

また、その研修を職員が受講するために代替職員が必要な場合、その人件費等の一部についても助成します。

●助成対象

次の各号の事業を行っている市内の指定障がい福祉サービス事業者等が従業者に研修受講をさせた場合

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障がい福祉サービス（ただし、療養介護及び施設入所支援を除く。）
- (2) 法第77条第1項の地域生活支援事業のうち、吹田市地域生活支援事業実施規則第3条第8号に掲げる移動支援事業、及び同条第11号に掲げる日中一時支援事業

●助成対象研修と助成金額

助成額は、実績額×補助率で得た額と補助上限額のどちらか低い方

補助対象研修	補助上限額	補助率
① 行動援護従業者養成研修	13,000 円	4/5
② 強度行動障害支援者養成研修 (基礎・実践)	5,000 円	
③ 喀痰吸引等研修 (1号・2号・3号)	1号・2号：130,000 円 3号：18,000 円	2/3
④ 同行援護従事者養成研修 (一般・応用)	8,000 円	1/2
⑤ 移動支援従事者養成研修 (全身性・知的・精神)	7,000 円	

※研修受講費・教材費・実習費含む。交通費等諸経費は含まない。

●平成30年度は研修初日を問わず、研修修了日が10月1日以降の場合を助成対象とします。

●助成申請には事前協議が必要です。障がい福祉室までお問い合わせください。

●代替要員の人件費助成額

助成額は、実績額×補助率で得た額と補助上限額のどちらか低い方

補助対象研修	補助上限額	補助率
① 行動援護従業者養成研修	15,000 円	1/2
② 強度行動障害支援者養成研修 (基礎・実践)	7,000 円	
③ 喀痰吸引等研修 (1号・2号・3号)	1号・2号：32,000 円 3号：5,000 円	
④ 同行援護従事者養成研修 (一般・応用)	20,000 円	
⑤ 移動支援従事者養成研修 (全身性・知的・精神)	13,000 円	

※代替職員の給与・賃金・諸手当・派遣職員等の対価として派遣元に支払う費用含む。

●申請には以下の書類が必要です

- ・ 吹田市障がい福祉サービス等人材確保・養成事業補助金交付申請書
- ・ 吹田市障がい福祉サービス等人材確保・養成事業補助金交付申請内訳書
- ・ 吹田市障がい福祉サービス等人材確保・養成事業事前協議書
- ・ 吹田市障がい福祉サービス等人材確保・養成事業計画書
- ・ 対象研修の支払いを証する書類
- ・ 対象研修の受講修了を証する書類の写し
- ・ 研修受講者の勤務証明
- ・ 代替職員必要経費の算定根拠
- ・ 吹田市障がい福祉サービス等人材確保・養成事業（代替職員費用）補助金交付請求書（交付決定通知書発行後）
- ・ その他市長が必要と認める書類等